



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第91号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1993, 91, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78902
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

1993年8月1日
吐魯番出土文物研究会

第91号

■ 目 次 ■

〈 論 稿 〉 高昌国時代の「馬帳」について（上）	
— 『吐魯番出土文書』割記（一一） —	
..... 關 尾 史 郎	1
〈 会 員 の 研 究 成 果 （ 1992年 8 月 ～ 1993年 7 月 ） 〉	5
〈 『吐魯番出土文物研究会会報』（第80号～第91号）総目次 〉	5

高昌国時代の「馬帳」について（上）

— 『吐魯番出土文書』割記（一一） —

關 尾 史 郎

は じ め に

七世紀前期の築造にかかる阿斯塔那一五一号墓からは、三五点という大量の文書が出土しており、なかでも『文書』が「古寫本《晉陽秋》（？）殘卷」とした典籍殘卷は研究者の関心を集めてきたが⁽¹⁾、高昌国時代の馬匹のリストやその供出者のリストなど、馬匹関係の七点の文書（以下、一括して「馬帳」と略記）も、注目にあたいする。吐魯番盆地を支配した高昌国が、盆地の内外といかなる手段・方法によって運輸や通信を維持していたのか、という問題を考える場合、この文書群に対する分析が貴重な手がかりを提供してくれることは疑いないからである。とくに高昌国時代の馬匹関係の文書が七点も出土した墓はほかにないことを考慮すれば、この文書群の史料的な価値は増しこそすれ、減ずることはないだろう。七点の文書が同時に作成され、かつ相互に関連して機能していた可能性が容易に推測されるからである。もとよりこれらの文書がいままで全く注目されなかったわけではない。しかしけっして多いとはいえない先行研究は、「馬帳」を官衙によって徴発された（本稿の立場からすれば、民戸から供出された）馬匹のリストとその性格を正しく把握しつつも、文書としての具体的な機能や作成された背景などの点については、残念ながら継承しうる成果を上げているとはいえない⁽²⁾。

本稿では文書の性格に対する先行研究の理解を尊重した上で、先ずこれらの文書の機能について、形態・様式や内容などの検討から明らかにし、次いでその結果をふまえつつ、この文書群以外の諸種文書も援用しながら、高昌国における馬匹の供出と使役の制度や実態について考えてみたい。これはまた、高昌国時代の基本的な税である遠行馬錢の本質を明らかにするための⁽³⁾、基礎作業の一部でもある。

一 阿斯塔那一五一号墓と「馬帳」の概観

1. 阿斯塔那一五一号墓

一九七二年に発掘調査が行われた同墓は合葬墓で、男屍が先に、女屍が後に埋葬された⁽⁴⁾。幸いに、「高昌重光元（六二〇）年二月汜法濟墓表」（72TAM151:1〈録〉「墓誌録」、五八〇頁）と、同じ紀年の「高昌重光元（六二〇）年二月汜法濟隨葬衣物疏」（72TAM151:6〈録〉『文書』IV、一四九

頁)が出土しているので、この墓は汜氏一族の墓で、男屍は汜法濟であることが判明する。根拠となった墓表を移録しておこう。

重光元年庚辰歲
二月朔甲午廿二
日乙卯、新除鹿門
散望、追贈虎牙將
軍汜法濟之墓
表。

37cm×37cm×5cmの灰磚に朱書されたとく一般的な墓表のようだが⁽⁵⁾、誌文によると、汜法濟は鹿門散望將に任官し、死後下位の雜号將軍である虎牙將軍を追贈されている。したがってここから、国都の高昌にあった中央官衙に出仕した下級の官人だったことがわかるのだが、残念ながら誌文があまりにも簡単のために、生前の最高の官位は不明というほかない⁽⁶⁾。また衣物疏については、姓名が明記されていないが、紀年を「重光元年庚辰歲二月下旬」と記すほか、品目中にも「銅完(椀)弓箭一具」や「刀帶一具」といった品目が見えているので、明らかに汜法濟自身の衣物疏である。

なお女屍は汜法濟の妻だったと思われるが、伴出文書から唐西州時代まで生き延びたことがわかる程度で、その姓名も没年も詳細は不明である。

2. 「馬帳」

阿斯塔那一五一号墓から出土した三五点の文書中、「馬帳」、すなわち馬匹に関連する文書は以下のとおりである。『文書』の掲載順に列挙しておく。

- ①高昌義和二(六一五)年七月馬帳(72TAM151:58;60〈録〉『文書』Ⅳ、一五九頁以下)
- ②高昌年次未詳(六一五年?)衛延紹等馬帳(72TAM151:97〈録〉同、一六二頁以下)
- ③高昌年次未詳(六一五年?)郡上馬帳(72TAM151:59,61〈録〉同、一六四頁以下)
- ④高昌年次未詳(六一五年?)合計馬額帳(72TAM151:99,100,98〈録〉同、一六六頁以下)
- ⑤高昌年次未詳(六一五年?)買馱・入練・遠行馬・郡上馬等人名籍(72TAM151:56,57〈録〉同、一六九頁以下)
- ⑥高昌義和二(六一五)年十二月參軍慶岳等條列高昌馬鞍韉帳(72TAM151:62〈録〉同、一七三頁以下)
- ⑦高昌年次未詳(六一五年前後)洿林等行馬入亭馬人名籍(72TAM151:54〈録〉同、一八七頁)

このうち④は汜法濟の紙鞋から析出されたものだが、これ以外はいずれも屍体の右腿肢のところにあった紅い刺繍から析出されたものという⁽⁷⁾。

ところで、『文書』は出土した墓ごとに文書を収録しているが、同じ墓のなかでは、文書の紀年順に配列し、年次未詳の文書については、当該の墓の最後一括して収録する方法をとっている。ところが、この七点に関しては、ここに示したように、②から⑤の四点が年次未詳文書であるにもかかわらず、六一五年七月の紀年を有する①の後、同年一二月の紀年を有する⑥の前に挿入・収録しているのである。これはきわめて特異なケースだが、あえてこのような配列を『文書』が行ったのには理由がある。それは、後に詳述するように、②から⑤の四点の文書に見えている馬匹の供出者の姓名の多くは、①と重複しているからである⁽⁸⁾。したがって②以下の四点が、①とほぼ同時代に作成されたことは間違いなく、さらにいえば、同時に連続して作成された可能性さえ考えられるのである。⑦だけは、同墓出土文書の年次未詳文書のなかに配列されているが、内容的にはこれも馬匹に関するものなので、同時か否かはともかくとしても、同時代に作成されたことは疑いあるまい。それは「馬帳」が二次利用されて汜法濟の墓に埋納された事情とも関連する。

後述するが、①には「合馬卅匹付汜」(第八行目)という文言がある。また⑥の末尾(第一三行目)にも、「義和二乙亥歲十二月九日、參軍「慶岳」・主簿□「兒」・汜・馮四人條。」と

ある。これらの官員は供出された馬匹を管理・運用する担当者だったと考えられるが、この汜某こそ汜法濟であって、かかるゆえにこれらの文書が二次利用されて汜法濟の墓に埋納されたというのが、現在のところもっとも妥当な解釈であろう。つまり汜法濟は一時期尚書系の某部で主簿として、馬匹の管理・運用を職務としていたと考えられるのである。この某部は、遠行馬錢の納入先であり、かつまた馬匹の購入を担当した兵部以外に考えられないが⁽⁹⁾、そうであれば⑦の文書も、汜法濟が兵部主簿として馬匹に関連する職務に従事していた時期に、彼もしくはその近くで作成された可能性がおのずと高くなるので、やはり六一五年前後のものと考えることができよう。またここでの検討から、汜法濟は鹿門散望將から、兵部の主簿にまで昇ったことも推定できるのである。

二 「馬帳」の形態と様式

さてそれでは「馬帳」はいかなる形態と様式を有しているのだろうか。ここでは、①から順番に検討してゆきたい。先ず①から。

①は二断片からなるが、第一断片（全一五行）の冒頭に「義和二年乙亥歳七月十六日」と日付けを書き、改行もせずすぐ続けて、「姓名（官職＋姓名、官職＋名、姓＋官職、寺院名、寺院名＋僧名なども含む。以下、同じ）＋馬種（毛並み）」という書き方で三〇匹が記録され（第一行目～第七行目）、次いで先述したごとく「合 馬卅匹 付汜」とあって、合計の匹数とその付託先が明記されている⁽¹⁰⁾。さらにまた改行せずに、約八字分の余白の下に「次十八日」という日付けとそれに続けてまた十六日と同じ書き方で三一匹が記録されている（第八行目～第一五行目）。こちらには合計の匹数はなく、また一六日の項に記録されている姓名と重複する例はない。なおかかる様式から、冒頭の「七月十六日」はこの文書が作成された日付けと考えるべきではないことがわかる。いっぽう第二断片（全三行）は、第一断片と同じ書き方で九匹の記載があるが、前欠で詳細は不明である。やはり姓名は第一断片と重複しないので、①を通じて計七〇匹となる。

②（全一行）も前後を欠くが、第一行目冒頭に「□（高）昌任行」とあるのが（小）見出しらしく、続けて「姓名＋「馬」字」の書き方で姓名が列举され、第一〇行目が「□□□匹」で結ばれている。おそらく「合馬××匹」とあり、第一行目から第九行目までの馬匹の合計匹数（それは姓名の員数でもあろう）が記載されていたものと思う。各行五ないしは六件が記載されていたと思われるので、全部でも五〇匹程度であろう。また第一〇行に続いて二行分程度の余白があるが、第一一行目以降も第九行目までと同じ書き方だったものと思われる。

③（全一七行）は完整で、冒頭に「郡上馬」とあり、続けて「姓名＋馬種（毛並み）」という書き方で六七匹の馬匹を記録し、最後に「合六十七匹」とその合計匹数を記す。「郡上馬」とは、供出された馬匹を使役する用途で分類した範疇のひとつと考えられる。

④は二断片からなり、第一断片（全九行）は前後を欠いており、姓名だけを列举する。ただし一例だけ例外がある。それは第一行目冒頭の「□□□建武二匹」で、匹数が挿入されている。建武とは建武將軍の略記だが、彼だけ二匹の馬を供出したのであろう。ということは姓名だけの場合は一匹と判断できる。第二断片（全一四行）も基本的に同じ書き方であるが、第二行目に「合七匹。次□□□」とある。また第一〇行目にも「合卅□□□」とある。この文書で検討しておくべきは第二断片の第一行目以下である。移録しておこう。

	任行馬卅三匹、	不任行馬□□□
□□□合馬額壹佰□□□		□□□匹、買駄七□□□
		□□□匹、死馬十□□□
		□□□馬卅八匹。

馬匹を先ず「任行馬」と「不任行馬」に分け、次いでおそらくは両者の和であろうが、合計匹数を明記する。「任行馬」の匹数四三匹が第一〇行末尾の「卅□□□」と一致するの否かは微妙なところだが、語義は「使役に用いるべき馬」で、②の「任行」と同義であろう。ここでは「不任行馬」が

「任行馬」を上回っていたことに注意しておく必要がある。と同時に、「不任行馬」さえ民戸に対して官衙が供出させたことを示唆している。このことはさらに馬匹の供出が、単に使役するためにのみ行われたわけではなく、本来の意図がもっとべつのところにあったことも示唆している。そして「死馬」に着目すれば、それは、馬匹の生死（有無や増減）をはじめとする健康状態のチェックだったのではないだろうか。

なおまた、この④には、「任行馬」と「不任行馬」の合計匹数のみならず、「買駄」の頭数や「死馬」の匹数なども逐一列挙されているので、姓名のなかには、馬匹（「任行馬」と「不任行馬」とを問わず）の供出者のみならず、「買駄」や「死馬」に関係するものも含まれていた可能性がある。さらに④では、①と異なり、第一断片と第二断片に重複して記載されているものが七例ばかりある点も注意しておく必要があろう⁽¹¹⁾。

⑤（全二三行）も③と同じく完整である。ただし第一行目の冒頭から見出しもなく姓名が列挙され（五五名）、第一〇行目には合計の員数や馬数を記すことなく、「次傳、脱侍郎慶釵」とある。これに続けて「次買駄人」という小見出しがあり、その下に一〇名弱の姓名が記載されている。次いで第二行目の冒頭には今度は「次入練人」なる小見出しの下に二名、続いて「次遠行馬」なる小見出しの下に八名程度の姓名があり、そして最後に第一四行目からは、「次郡上馬」の小見出しに続いて、五六名＋αの姓名が列挙されている。ただし、末尾には合計の員数や匹数を記すところがない。なお「入練人」や、「遠行馬」・「郡上馬」（正確に言えば、ここではそれを供出したもの）などが「買駄人」と同一レベルの範疇であることがわかるが、とすると、「買駄人」と同じように、④の末尾の内訳部分にこれらも員数や匹数が記載されていた可能性が高かろう。

⑥（全一三行）は、末尾の第一三行目だけは先に紹介したが、冒頭に「高昌馬案（鞍）薦（韉）壹劑」という見出しがあり⁽¹²⁾、以下続けて「（將＋名）＋「下」字＋姓名＋「壹具」」という書き方で本文が書かれ⁽¹³⁾、第一二行目にはその合計額が「都合馬案薦貳拾貳具」と記されている。馬匹そのものではなく、それにつける鞍韉の供出に関わる帳簿ということになろう。二二組中、「將（虎牙〈將軍〉二例、明威〈將軍〉、諫議〈參軍〉各一例を含む）＋名」の個所が判読できるのは一九例だが、そのうち約半の六例は⑤にも確認され、また「下」字のあとの姓名一五例（のべ数）のうち二例（建武〈將軍〉と將阿婆奴。ただし後者は、「將＋名」の項の重複である）が⑤にも見られる。

最後の⑦については、全三行の短いものなので、全文を移録しておく。

洩林行馬入亭馬人、衛余次。次鹽城行馬入亭馬人、主簿

辛謙・參軍元幼・主簿男子。白芳行馬入亭馬、蘇幼憲・

翟祐相。高寧行馬入亭馬、參軍保守・參軍延祐・主簿孝護。

様式は、「（郡）県名＋「行馬入亭馬（人）」＋姓名（官職＋名）」という書き方で、四県計九名の名前が上がっている。これで完整だったとすると、文書としての表題もなく、紀年もないので、単なる備忘のようなメモだった可能性が高い。なおここには「行馬」とあるが、これは②の「任行」や④の「任行馬」と同じ意味で、「入亭馬（人）」とは「（行馬として）亭馬を納入した（者）」、あるいは「（行馬を）亭馬に組み入れた（者）」といったような意味ではないだろうか。「亭馬」を④の「遠行馬」や「郡上馬」と同一レベルの範疇と考えるか否かで解釈も分かれよう。なおこちらに関しては、①以下の五点や⑥との重複する姓名は確認できない。

以上が七点の文書の様式であるが、このうち①から⑤の五点は、記載されている姓名が重複しており、なかでも寺院では韓統寺、員寺の二寺院が、個人では竺惠兒、將阿婆奴（⑥にもあって、①から⑥の全てに登場する唯一の例である）、諫議（參軍）令護、威遠（將軍）孟悦、張寺法朗、（門下）中郎顯仁の五名が、五点全てに記載されている。したがってこれらはほぼ同時に作成されたと考えられるわけだが、もちろんこの五点はリスト（「帳」・「籍」）であっても、全く様式を等しくしているわけではない。したがってそのリストとしての機能にも微妙な違いがあり、それぞれが固有の意義を有していたものと推測されるので、次にあらためて内容と機能についてあわせて検討してみたい。

(未完)

* 紙幅の都合上、註と引用文献略号表は次号に一括して掲載する予定です。

☆

☆

☆

☆

※ 会員の研究成果 (1992.8～1993.7)

○荒川 正晴

* 「吐魯番・烏魯木齊周辺地域の史跡について」『内陸アジア史研究』第7・8号 1992年10月 66～93

* 王炳華著「楼蘭考古の新収獲」『内陸アジア史研究』第7・8号（前出） 38～40

○片山 章雄

* 「突厥ビルゲ可汗の即位と碑文史料」『東洋史研究』第51巻第3号 1992年12月 138～157

* 「文化前線 旅順博物館所蔵品展の伏羲女媧図」『しにか』第4巻第4号 1993年4月 62～63

* 「大谷コレクションが語るもの」京都新聞社編『仏教東漸 シルクロード巡歴』京都新聞社 1992年8月 320～325(再録)

* 「シルクロード 幻の都 楼蘭への旅」『ニュートン別冊 古代遺跡ミステリー』教育社 1993年7月 160～167(部分再録)

* 「巻頭言 大谷記念館の充実に期待する」『大谷記念館誌』第1号 1992年10月 1

○白須 淨眞

* 『忘れられた明治の探險家 渡辺哲信』東京 中央公論社 1992年12月

* 「一枚の写真にみる明治－大谷探險隊をめぐる－」『中國新聞』1993年2月18日

* 「外交官夫人の見た明治の宮島」『ふれあい』（日本旅行中四国営業本部）第25号 1993年春

○關尾 史郎

* 「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究－條記文書の古文書学的分析を中心として－」（五）『人文科学研究』（新潟大学人文学部）第83輯 1993年7月 21～70

* 「甘肅新出漢代曆様木簡の基礎的整理」『東アジア－歴史と文化－』（新潟大学東アジア学会）第2号 1993年6月 9～22

* 「新刊紹介：シリーズ『地域からの世界史』の「地域」と「時代」」『新潟史学』第29号 1992年10月 75～77

* 「要旨：條記文書・領抄文書・納税鈔－古代中国における交付文書の歴史－」『東アジア－歴史と文化－』第2号（前出） 62～63

○町田 隆吉

* 「唐西州馬寺小攷－八世紀後半の一尼寺の寺院經濟をめぐる－」『駒沢史学』第45号 1993年4月 167～194

※ 『吐魯番出土文物研究会会報』（第80号～第91号）総目次

○第80号，1992年9月1日発行

* 荒川正晴「唐代駅伝制度の構造とその運用」（Ⅱ）

○第81号，1992年10月1日発行

* 荒川正晴「唐代駅伝制度の構造とその運用」（Ⅲ）

* 1990年中文新著紹介Ⅱ

魯才全「唐代前期西州的驛馬驛田驛牆諸問題－吐魯番所出館驛文書研究之二－」

○第82号, 1992年11月1日発行

* 荒川正晴「唐代駅伝制度の構造とその運用」(Ⅳ)

* 1990年中文新著紹介Ⅲ

凍国棟「麹氏高昌役制研究」

○第83号, 1992年12月1日発行

* 荒川正晴「唐代駅伝制度の構造とその運用」(Ⅴ・完)

* 1990年中文新著紹介Ⅳ

郭媛「試論隋唐之際吐魯番地区的銀錢」／林友華「從四世紀到七世紀中高昌貨幣形態初探」／宋傑「吐魯番文書所反映的高昌物価与貨幣問題」

* 案内：旅順博物館所蔵品展－幻の西域コレクション－

* お詫びと訂正

○第84号, 1993年1月1日発行

* 片山章雄編「『中国敦煌吐魯番学会研究通訊』総目次」(Ⅲ)

* 片山章雄「旅順博物館所蔵品展覧会書」

○第85号, 1993年2月1日発行

* 關尾史郎編「吐魯番出土文物関係論著目録(稿)－1990・中文篇－」

○第86号, 1993年3月1日発行

* 關尾史郎編「吐魯番出土文物関係論著目録(稿)－1991・国内篇－」

* 關尾史郎編「吐魯番出土漢文墓志索引稿」(Ⅰ)

○第87号, 1993年4月1日発行

* 關尾史郎編「吐魯番出土漢文墓志索引稿」(Ⅱ)

○第88号, 1993年5月1日発行

* 關尾史郎編「吐魯番出土漢文墓志索引稿」(Ⅲ・完)

* (關尾)「【覚書】令狐氏一族の墓志について」

○第89号, 1993年6月1日発行

* 1991年中文新著紹介Ⅰ

柳洪亮「古代高昌城市建設中使用的陶管道」／施光明「西域与“五凉”關係考述」／宋曉梅「麹氏高昌張氏之仕宦－張氏家族研究之一－」／陳国燦「高昌的占田制度」／孟憲実「麹氏高昌祀部班祭諸神及其祭祀制度初探」

○第90号, 1993年7月1日発行

* 1991年中文新著紹介Ⅱ

盧向前「論麹氏高昌臧錢－67TAM84:20号文書解説－」／王永興「吐魯番出土唐天宝四載十一月交河郡財務案殘卷考釈」／程喜霖「《唐垂拱元年(685)康尾義羅施等請過所案卷》考釈」／孫曉林「關於唐前期西州設“館”的考察」／王永興「讀吐魯番文書札記二則」／柳洪亮「高昌碑刻述略」

* 会告

○第91号, 1993年8月1日発行

* 關尾史郎「高昌国時代の「馬帳」について－『吐魯番出土文書』割記(一一)－」(上)

* 会員の研究成果(1992年8月～1993年7月)

* 『吐魯番出土文物研究会会報』(第80号～第91号)総目次

事務局(連絡先) 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会(The Research Society for Turfan Relics)